

神栖市教育振興基本計画

【第2期神栖市教育振興基本計画】 2018年～2022年

(素案)

神栖市教育委員会

目次

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第2節 計画の位置付けと神栖市総合計画との関連・・・・・・・・2
- 第3節 計画の進行管理・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 第4節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 第5節 第1期計画の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第2章 教育目標と施策展開の方向

- 第1節 本市の教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 第2節 計画の基本テーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 第3節 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 第4節 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第2編 基本計画

第1章 基本目標1 生きる力と確かな学力の育成

- 第1節 幼児教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 第2節 学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第2章 基本目標2 学びを支える教育環境の整備

- 第1節 学習環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第3章 基本目標3 地域社会と連携した教育の推進

- 第1節 青少年健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 第2節 家庭教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 第3節 社会教育・文化芸術・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 第4節 スポーツ・レクリエーション・余暇・・・・・・・・・・30

第4章 計画の推進に向けて

- 第1節 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

資料編

- (1) 一般会計予算と教育費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・41
- (2) 人口と児童・生徒数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・42
- (3) 小学校編成表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
- (4) 中学校編成表・幼稚園編成表・・・・・・・・・・・・・・・・44
- (5) 学校給食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

第2節 計画の位置付けと神栖市総合計画との関連

第3節 計画の進行管理・評価

第4節 計画の期間

第5節 第1期計画の成果と課題

第2章 教育目標と施策展開の方向

第1節 本市の教育目標

第2節 計画の基本テーマ

第3節 計画の基本目標

第4節 施策の体系

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

平成18（2006）年12月に改正された教育基本法（以下「法」という。）では、法に掲げる教育の目標と理念の実現に向け、国と地方との適切な役割分担と相互の協力の下、教育行政における国と地方公共団体の責務が明示されました。

法第17条第1項の規定により、国は教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策についての計画を定めるとされ、同条第2項においては、地方公共団体が国の当該計画を参酌し、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないことが規定されています。

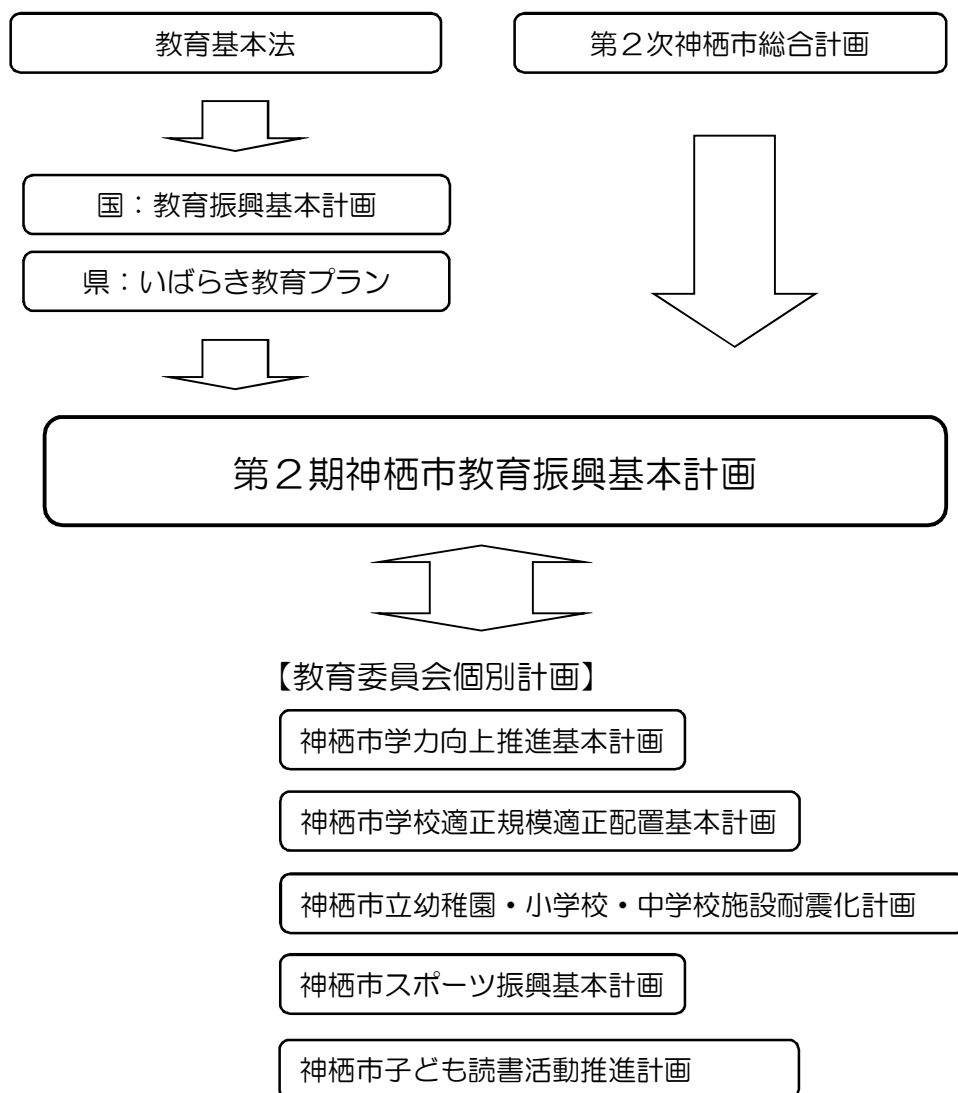
本市では、こうした国による動きを踏まえ、教育の進むべき方向性を明らかにするため、平成24年3月に「たくましく しなやかに 未来をひらく 創造性豊かなひとづくり」を基本テーマとした本市最初の神栖市教育振興基本計画（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画は、平成24年度から平成29年度までの6年間を計画期間とし、法に規定する教育の目的や理念並びに目標を念頭に置き、本市が目指す教育の姿を示した3つの基本目標、11の基本方針、具体的な32の施策で構成されています。

この度、教育施策の推進を担ってきた第1期計画の全体計画期間が平成29年度をもって終了することから、昨今の教育を取り巻く環境の変化に適切に対応し、本市の実情を踏まえた教育の振興を推進するため、第1期計画の見直しを行い、「第2期神栖市教育振興基本計画」（以下「第2期計画」という。）策定します。

第2節 計画の位置付けと神栖市総合計画との関連

第2期計画は、改正された教育基本法の趣旨に鑑み、国・県の関連計画を考慮するとともに、本市の実情に応じた、教育の振興のための基本的かつ総合的な計画で、本市における最上位計画である第2次神栖市総合計画が目指す教育分野の施策との整合性が図られた計画となっています。

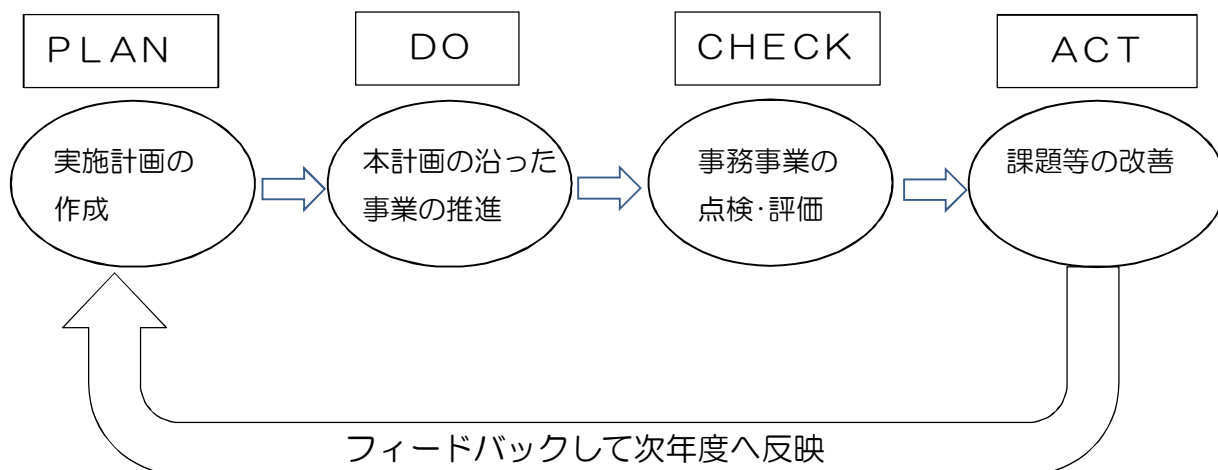


第3節 計画の進行管理・評価

第2期計画の進行管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年行っているその権限に属する管理及び執行の状況についての点検及び評価によって行います。

点検評価の手法として「計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し・改善（Action）」という施策評価サイクルの仕組みを取り入れ、計画に基づく施策や事業の進行管理を行い、その結果を踏まえた上で次年度以降の事業執行の方向性を打ち出し、効率的かつ有効的な事業運営に努めます。

■PDCAサイクルによる計画の改善



第4節 計画の期間

第2期計画の計画期間は、上位計画である第2次神栖市総合計画と同じく、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

なお、計画期間中、社会情勢の変化などに応じて、見直しの必要性が生じた場合には、計画の見直しを適宜行います。

	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
第2次神栖市 総合計画	5か年				
第2期神栖市 教育振興基本 計画	5か年				

第5節 第1期計画の成果と課題

本市では、平成24年に策定された第1期神栖市教育振興基本計画のもと、計画目標の実現と教育に関わる様々な課題の解決に向け、学校・家庭・地域と連携を図りながら、各事業に取り組んでまいりました。

- 1 社会情勢の変化や少子化等の影響により小中学校の児童生徒数に地域間の偏りが生じており、学校規模によって生じる諸問題の解消が課題となっていました。そこで、教育環境の公平性を保ち、より充実させていくため、波崎東小学校と明神小学校を統合し、「波崎小学校」を、土合小学校と矢田部小学校を統合し、「やたべ土合小学校」を設立するなど、学校の適正規模適正配置の推進に努めました。
- 2 幼稚園においては、園児数の減少と多様化する保育ニーズに対応するため、幼保連携型認定こども園への移行を推進し、平成30年度に本市最初となる幼保連携施設「波崎こども園」を設立しました。現在は市内2園目となる「(仮称)認定こども園どあい」を建設しており、幼児保施設の再編に努めました。
- 3 平成23年3月に発生した東日本大震災では、学校をはじめとする教育施設が大きな被害を受けました。学校は地域住民の緊急避難場所としての役割も大きいことから、学校施設の耐震化や改修・修繕など安全・安心に生活できる環境整備が急務となっていた中、平成29年度末までに非構造部材も含めた学校施設の耐震化率100%を達成しました。
- 4 地域や家庭からの学校教育に対する期待が多様化している中で、特に本市の児童生徒の学力については、国や県と比較するとやや下回っており、学力向上が大

きな課題となっていました。そこで、神栖市学力向上推進基本計画のもと、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた「神栖市授業スタイル」を実践するとともに、各学校の研修体制を充実させ、教員の資質向上と授業改革に取り組んだ結果、全国学力・学習状況調査では、県の平均値を上回るようになり、成果が表れてきました。

- 5 少子化・核家族化等の進行による親の子育ての不安や人間関係の希薄化、地域住民の子どもへの積極的な関わりの低下など、家庭・地域の教育力の低下が課題となっていたことから、家庭教育学級や子育て講座、悩みの相談室を開催し、家庭教育への支援を行いました。また、地域子ども教室や児童体験交流事業など多様な体験や交流活動等の機会を提供するなど、学校・家庭・地域諸団体が連携・協力して子どもたちを見守り、育ていけるよう地域の教育力向上に努めました。
- 6 増加する不登校児童生徒に対応するため、一人ひとりの心のケアにも力を入れ、スクールカウンセラーや心の教室相談員を各中学校に配置し、生徒の抱える不安や悩みの緩和・解消に努めるとともに、登校できない児童生徒に対し登校支援教室を設置し、市内小中学校や地域社会との連携を図りながら不登校児童生徒への支援に努めました。
- 7 スポーツの推進については、神栖市スポーツ振興基本後期計画に基づき、子どもから高齢者まで、誰もが、それぞれの体力や目的に応じて、身近な地域で「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、「神栖市スポーツレクリエーション祭」など各種施策に取り組んでまいりました。また、平成31年度の茨城国体の開催に向けて、競技会場の整備など、各種団体とも連携しながら準備を進めています。

第1期計画においては、この他にも多くの施策を推進し、基本目標の達成に向けて成果を上げている一方、今後さらに推進していくべき施策や、未だ達成できていない課題も存在します。

こうした状況の中、子どもたちが多様な個性を発揮し、たくましく柔軟に生きていくためには、子どもたち自身が学びの大切さを認識し、生涯にわたって学び続ける姿勢と自ら考える力を身に付けることが重要です。

今後の取組として、保育園・幼稚園・小学校の接続の強化や情報教育の充実、空調整備やトイレの洋式化による教育環境の整備、家庭・地域・学校が連携した家庭教育の充実、スポーツ活動を継続的に実践できる環境を整備していくなど、第1期計画の取組と課題を踏まえた「第2期神栖市教育振興基本計画」を策定し、重点的に取り組む中期的な考え方や具体的施策を示してまいります。

第2章 教育目標と施策展開の方向

第1節 本市の教育目標

- 1 じょうぶな身体と、たくましい心をもつ人間性豊かなひとづくり
- 2 知恵と技をもち、未来をひらく向上心みなぎるひとづくり
- 3 郷土を愛し、協力しあい、活力あふれるやすらぎのまちを創造するひとづくり

本市はこれまで上記の3つを教育目標として定め、教育行政を推進してきました。第2期計画も、この目標の実現に向かい、施策の推進を図ります。

第2節 計画の基本テーマ

豊かな人間性と 創造性を備えた 未来につなげるひとづくり

今日、急速な少子高齢化の進行による地域格差の拡大や、高度情報化の進展、とりわけ情報端末の進化と普及による社会構造の変化など、私たちを取り巻く環境は大きな変革の時期を迎えています。また、教育現場においても、不登校の児童生徒の増加やいじめ問題への対応、問題行動の増加など、多様化・複雑化した様々な課題が指摘されています。

これからの変化の激しい時代を子どもたちが生きていくためには、多様な個性を發揮できる「生きる力」を備えた人材育成が必要となることから、学校教育においては、知・徳・体のバランスのとれた人格形成を目指し、社会の中で創造性豊かにたくましく生きる子どもを育てていくとともに、未来を担う子どもたちが様々な人々との交流を行い、子どもたちのチャレンジ精神を社会全体で醸成し、支援していく地域社会の構築が重要となってきます。

本市は、鹿島開発により我が国を代表する産業都市として発展を続けている中で、「人を育み、若者を育てるまちづくり」を総合計画の大綱の一つとして掲げ、子どもたちが生涯にわたって「神栖市に生まれてよかった」「神栖市で育ってよかった」と自信と誇りを持ち、たくましく心豊かに成長する、「未来を担うひとづくり」を目指し、教育行政を進めてきました。

第2期計画では、この理念を踏まえ、基本テーマを「豊かな人間性と 創造性を備えた 未来につなげるひとづくり」とし、子どもたちが豊かな情操と道徳心を培

い、夢や目標を実現しようとする意欲・態度を身に付けるとともに、様々な困難に直面しても主体的かつ的確に状況を判断し行動しながら、未来を切り拓いていってほしいという願いが込められています。

また、目指すべき子どもたちの姿を「かみす元気っ子」とし、神栖市の教育目標や基本テーマの実現に向けて、未来の神栖市を担う子どもたち「かみす元気っ子」を学校・家庭・地域社会そして行政がそれぞれ連携し、協働しながら市民みんなで支え合い、ともに成長していく環境づくりを進めます。

目指すべき子どもたちの姿

「かみす元気っ子」

自ら学び・考え、身に付けた知識や技能を社会環境の変化の中で表現し、行動できる元気っ子

一人ひとりの多様性について理解し、思いやりや国際性・郷土愛を身に付けた元気っ子

人との豊かな関わりの中で、たくましく、しなやかに成長し、夢や希望に向かってチャレンジする元気っ子



第3節 計画の基本目標

神栖市が、今後5年間を見通して目指すべき教育の姿として、次の3つの基本目標を設定し、市民みんなで育む「かみす元気っ子」の育成など特色ある教育活動を通して、教育行政を推進します。

基本目標1 生きる力と確かな学力の育成

確かな学力を身に付けさせるために、基礎的・基本的な知識と技能を習得し、規範意識をもって主体的に行動する、心豊かで健康的な子どもを育てる教育を推進します。また、障がいがあっても自分に合った学習環境で着実に学び、成長できる仕組みを整備しつつ、一人ひとりの多様性について理解し、互いを尊重する共生の心や国際性・郷土愛を身につけた「かみす元気っ子」を育みます。

基本目標2 学びを支える教育環境の整備

児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設の維持管理を計画的に行うとともに、教職員の資質向上のため研修体制を改善充実させ、教職員が「かみす元気っ子」と向き合い、成長を十分にサポートできる体制づくりに努めます。また、特色ある教育活動や地域に根ざした開かれた学校づくりを推進し、より良い教育環境の整備に努めます。

基本目標3 地域社会と連携した教育の推進

家庭の教育力向上のための支援や地域一体となって「かみす元気っ子」を育てるための環境づくりを推進します。また、様々な社会教育・文化芸術の振興、スポーツの推進を通じて、子どもから大人までいつでも学び、成長する元気な神栖市民を目指します。

第4節 施策の体系

【本計画の基本テーマ】

豊かな人間性と 創造性を備えた 未来につなげるひとづくり



【基本目標1】 生きる力と確かな学力の育成

幼児教育	1-1	幼児の発達特性等に対応した幼稚園教育の充実
	1-2	地域や保護者に開かれた幼稚園経営の推進
	1-3	保育所・幼稚園・小学校の連携の強化や接続の推進
	1-4	子育て支援を図る幼児教育相談の充実
学校教育	2-1	確かな学力を身に付ける教育の推進
	2-2	豊かな心とたくましい身体を育む教育の推進
	2-3	人権教育の推進
	2-4	自立と生きがいを育む障がい児教育の充実
	2-5	一人ひとりの学びを大切にす就学支援
	2-6	新しい時代に対応する教育の推進

【基本目標2】 学びを支える教育環境の整備

学習環境	3-1	研修体制の改善充実
	3-2	一人ひとりの夢を育む創意と工夫あふれる教育環境の充実
	3-3	安全・安心な教育施設の整備と防災教育

【基本目標3】 地域社会と連携した教育の推進

青少年健全育成	4-1	青少年教育と明るい地域づくりの推進
家庭教育	5-1	家庭教育の充実
社会教育	6-1	社会教育の振興と充実
	6-2	図書館機能の設備充実
文化芸術	6-3	文化芸術活動の充実
スポーツ・レクリエーション・余暇	7-1	スポーツ・レクリエーション活動の振興
	7-2	スポーツ・レクリエーション施設の充実

第2編 基本計画

第1章 基本目標1 生きる力と確かな学力の育成

第1節 幼児教育

第2節 学校教育

第2章 基本目標2 学びを支える教育環境の整備

第1節 学習環境

第3章 基本目標3 地域社会と連携した教育の推進

第1節 青少年健全育成

第2節 家庭教育

第3節 社会教育・文化芸術

第4節 スポーツ・レクリエーション・余暇

第4章 計画の推進に向けて

第1節 重点施策

第1章

基本目標1 生きる力と確かな学力の育成

第1節 幼児教育

現状と課題

- 幼稚園等の安全点検や各種避難訓練を行い，教育環境の整備に努めるとともに，発達に応じた指導等，きめ細かな指導・支援体制の充実を図ることが求められます。
- さらなる幼児教育の物的，人的環境の整備，充実とともに，関係機関との情報の共有・交換・協力体制の構築を図ることが必要です。
- 地域や保護者に関われた幼稚園経営を目指して，今後も事業展開を推進するとともに，関係機関との共通理解や連携強化を図ることが必要です。
- 施設の老朽化と多様化する保育ニーズに対応するため，幼稚園，保育所両施設の特徴を生かした認定こども園化を図り，弾力的な施設運営を推進することが必要です。

基本方針

- ◇幼稚園教育環境の整備や魅力ある幼稚園づくりを目指し，幼稚園の適正配置を推進します。
- ◇幼児の発達の特性等に対応した幼稚園教育の充実を図るため，指導体制の整備・充実や指導方法の工夫・改善に努めます。
- ◇地域や保護者の要請に対応した幼稚園運営のため，施設設備を計画的に改修します。
- ◇学校との連携や情報交換などを実施するとともに，地域ぐるみで豊かな幼児教育を推進します。
- ◇各保育所，幼稚園，小学校の連携の強化に向け，保幼小会議を開催し，保育・教育についての共通理解を図り，保幼小の滑らかな接続に努めます。

<施策の体系>

幼児教育	1-1	幼児の発達特性等に対応した幼稚園教育の充実
	1-2	子育て支援を図る幼児教育相談の充実
	1-3	地域や保護者に関われた幼稚園経営の推進
	1-4	保育所・幼稚園・小学校の連携の強化や接続の促進

1-1 幼児の発達特性等に対応した幼稚園教育の充実

施策1	幼児の主体的な活動に配慮した教育環境の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> • 幼児がのびのびと主体的活動を育むことができる教育環境の整備・充実を図ります。 • 「遊び」を通じて、幼児が主体的に活動できる教育環境を整備します。 • 一人ひとりの個性を尊重しながら、社会性や協調性を培う幼児期にふさわしい学びの展開に努めます。 	教育総務課 学務課 教育指導課
施策2	指導計画や指導方法の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> • 発達の特徴や実情を考慮した適切な指導計画を作成し、引き続き学びの連続性を踏まえた指導の充実に努めます。 • 幼児の特性に応じ、生きる力を育む学習を「遊び」を通じて実践します。 • 教材・教具を工夫し、主体性を伸ばします。 	学務課 教育指導課
施策3	障がい児や外国人等指導の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> • 障がいを持つ幼児や日本語の不自由な外国人幼児等に配慮した、きめ細やかな指導体制の充実を図るため、必要に応じて生活指導員や補助教諭の配置に努めます。 • 幼児一人ひとりの実態に合わせ、適切な発達相談や日本語指導に努めます。 • 幼児の相談教室「おはなしひろば」や日本語指導教室との連携を図ります。 	学務課 教育指導課

1-2 子育て支援を図る幼児教育相談の充実

施策4	誰もが安心して子育てができる幼児教育相談の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> • 幼児の相談教室「おはなしひろば」が窓口となり、子育ての不安を持つ保護者に教育支援や相談活動を随時行います。 	教育指導課

1－3 地域や保護者に開かれた幼稚園経営の推進

施策5	開かれた幼稚園経営	
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園の園庭開放による親子の交流，保護者の交流の場を提供するとともに，評議員制度の活用と外部評価を導入し，今後も開かれた幼稚園経営を推進します。 		学務課 教育指導課
施策6	子育て支援体制の充実	
<ul style="list-style-type: none"> 就労する保護者を支援するため，預かり保育をすべての幼稚園で実施し，子育て支援の充実を図ります。 公立・私立幼稚園の格差を少なくし，幼稚園就園を促進するため，幼稚園就園奨励費補助金や通園バスに係る補助金を交付し，幼児教育の振興と充実を図ります。 		学務課
施策7	認定こども園の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園の適正規模適正配置を推進し，より良い幼稚園教育のあり方を研究しながら，幼稚園と保育所の機能を持った認定こども園への移行についての検討をします。 		学務課

1－4 保育所・幼稚園・小学校の連携の強化や接続の促進

施策8	保・幼・小連携の強化や接続の促進	
<ul style="list-style-type: none"> 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携や接続の充実を図るため，合同研修や教師，幼児・児童間交流，授業参観（市立幼稚園・認定こども園・小学校による市立私立幼児教育施設及び小学校対象の保育及び授業公開）を推進します。 各小学校区での保・幼・小連携会議を定期的に行うことで，各校・園の幼児・児童の実態の共通理解を図ります。 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導の工夫と幼児教育施設「園内リーダー」及び小学校「幼保小接続コーディネーター」を中心とした研修の充実により，幼小の円滑な接続に努めます。（各小学校のスタートカリキュラム作成及び接続期に目指す姿の指導案への記載の推進） 一人ひとりの幼児・児童の実態に合った教育を支援します。 		学務課 教育指導課

第2節 学校教育

現状と課題

- 児童生徒の学力は、小学校においては国や県とほぼ同程度ですが、中学校においてはやや下回っている状況にあることから、小中学校が連携して、9年間を見通した指導を進め、学力向上に努める必要があります。
- 県と連携して、市内の小学校・中学校・高等学校の授業内容や活動を充実させ、魅力ある学校づくりに努める必要があります。
- 食の大切さは学校だけでなく、家庭においても、普段の生活から問題を解消することが必要です。
- 情報教育，国際理解教育，環境教育など，時代に対応した教育の推進が求められます。
- 発達障がいや複数の障がいを併せ持つ幼児が増えているため，幼児相談教室等による子どもの実態に応じた支援対策を行っていくことが求められます。

基本方針

- ◇確かな学力を身に付け，規範意識をもって主体的に行動する児童生徒を育てます。
- ◇一人ひとりの多様性を理解し，共生の心や国際性，郷土愛を身に付けた児童生徒を育てます。
- ◇環境に対する豊かな感受性を育成します。
- ◇市採用教諭や学習指導補助員・同補助教員の配置により，きめ細かい学習支援の実施や子どもが主体的に学習に取り組めるようにするための神栖市授業スタイルの実践，各種の体験学習を取り入れるなどして，学力の向上に努めます。

<施策の体系>

学校教育	2-1	確かな学力を身につける教育の推進
	2-2	豊かな心とたくましい身体を育む教育の推進
	2-3	人権教育の推進
	2-4	自立と生きがいを育む障がい児教育の充実
	2-5	一人ひとりの学びを大切にする就学支援
	2-6	新しい時代に対応する教育の推進

2-1 確かな学力を身に付ける教育の推進

施策9	学習指導の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> 少人数学級編制の実施，学習指導補助員や学習指導補助教員の配置等によるチームティーチング等，個に応じたきめ細かな指導の充実を図り，基礎的・基本的内容の定着に努めます。 	教育指導課 こども福祉課
施策10	主体的な学習態度の育成	
	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修や訪問指導の充実，各種研修会の実施等を通して，教員の資質向上に努め，学習指導方法を工夫・改善します。 家庭との連携を図りながら，基本的生活習慣や学習習慣の定着を図り，主体的な学習態度の育成に努めます。 	教育指導課
施策11	体験的学習活動の創造	
	<ul style="list-style-type: none"> 自然豊かな環境や地域の特色を活かした体験活動をはじめ，伝統芸能体験活動等を取り入れるなど，自ら学ぶ意欲の高揚を図ります。 	文化スポーツ課

2-2 豊かな心とたくましい身体を育む教育の推進

施策12	生徒指導体制の確立	
	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、地域、関係機関との連携を密にし、いじめや不登校、問題行動等の生徒指導上の諸問題の解決に取り組みます。 学校訪問等を通して各学校の生徒指導体制を確認し、必要な援助支援を行います。 	教育指導課
施策13	相談機能の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> 研修会を充実させ、教員のカウンセリング能力を高め、児童生徒の心に寄り添う教育を推進します。 いじめや不登校等の課題に対応するため、登校支援教室、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー、教育相談窓口等を充実させ、児童生徒の悩み等の解決を支援します。 	教育指導課
施策14	心の教育の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育の年間指導計画や全体計画を見直し、継続的で調和のとれた心の教育を進めます。 発達段階にふさわしい体験活動や交流活動を組み入れ、実感を伴った「心の育成」を目指します。 	教育指導課
施策15	学校体育・健康教育の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 小学校では積極的な業間運動（2時間目と3時間目の間の長めの休み時間に行う運動）の実施を奨励し、運動量を増やすことで、児童の体力向上を図ります。 学校体育の充実に取り組むとともに、中学校では部活動への加入を奨励します。 保健では、薬物乱用防止教室等の外部講師を活用した授業を取り入れ、健康に対する意識の向上を図ります。 	教育指導課
施策16	学校給食の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> 給食を通して、正しい食習慣を向上させ、食事や栄養に関する基礎的な理解を深めます。 児童生徒の健やかな成長と健康の保持・増進を図るとともに、食の安全・安心を目標として、内容の充実に努めます。 	学務課
施策17	給食センターの充実	
	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携しながら食育を実施する栄養教諭の配置に努めます。 	学務課

2-3 人権教育の推進

施策18	一貫した人権教育の促進	
	<ul style="list-style-type: none"> 幼・小・中が連携し、発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、家庭や地域との連携も深めます。 	教育指導課
施策19	学習活動の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 県や関係機関と連携して、様々な創意工夫による効果的な啓発活動を推進します。 各教科、道徳科、総合的な学習の時間等における学習活動を通じて人権教育の充実を図ります。 	教育指導課
施策20	指導体制の強化	
	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育や社会教育における人権教育の効果的な活動を推進するため、人権教育の意義やねらいを明確にし、指導者の共通理解と指導体制の強化を図ります。 	教育指導課
施策21	男女平等の視点に立った教育の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 基本的人権や互いの性に対する理解を深め、尊重する態度を身に付けていけるよう人権尊重教育や子どもの発達段階に応じた性に関する教育の充実に努めます。 	教育指導課

2-4 自立と生きがいを育む障がい児教育の充実

施策22	就学前の特別支援教育の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> 市の関係機関と各保育所・こども園・幼稚園の連携を図ることで、就学前の特別支援教育の充実に努めます。 	学務課 教育指導課
施策23	適正な就学を図る就学指導の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 早期に就学指導を開始することで、保護者との十分な相談期間を設けます。 各検査の結果や日頃の生活の観察記録をもとに、より適正な就学を図る就学指導を推進します。 	学務課 教育指導課
施策24	個に応じた指導方法の工夫	
	<ul style="list-style-type: none"> 障がいや発達状況に応じ、幼児や児童のニーズに合った指導を実施します。 健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6区分について、指導方法の工夫に努めます。 	学務課 教育指導課
施策25	社会性や人間性を育む交流教育の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校在籍児童の居住地交流や他校の特別支援学級在籍児童間の交流会等を通し、社会性や人間性を育む交流教育を推進します。 	教育指導課

2-5 一人ひとりの学びを大切にする就学支援

施策26	奨学金制度の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> 経済的に就学が困難な学生に対し、高等教育を受ける機会を支援するため、大学生には学費の貸与、高校生には学費を給与します。また、教育ローン利子補給制度により、大学等（短大含む）に通う子を持つ保護者の負担を軽減するため、教育に関する貸付利子を補給します。 	学務課

2-6 新しい時代に対応する教育の推進

施策27	神栖市教育振興基本計画の総合的な推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 基本テーマ「たくましくしなやかに未来をひらく創造性豊かなひとづくり」の実現に向けて、教育行政の推進を図ります。 	教育総務課
施策28	教育委員会事業点検・評価の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会の事務について、毎年点検・評価を行い、その結果を公表します。 	教育総務課
施策29	情報教育の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> コンピュータ教育指導員を各小学校に派遣し、教員の学習指導支援や児童のコンピュータ活用能力・プログラミング的思考の育成に努めます。 各学校に配置されている教育用コンピュータは、計画的に整備・更新を行います。 各種情報等の共有・交換が可能となるよう環境を整備します。 情報教育を充実させ、「教育の情報化」に努めます。 情報モラルの知識の理解を進めるとともに、適切な判断についての指導を充実させます。 	学務課 教育指導課
施策30	国際理解教育の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 外国語指導助手（ALT）の活用を通して、国際社会に対する理解を深め、広い視野を持った児童生徒の育成を図ります。 自分の考えや意見を表現できるコミュニケーション能力の育成に努め、国際社会で活躍できる人間の育成を目指します。 	教育指導課
施策31	情操・福祉教育の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> 家庭・地域との連携の中で、人や自然と直接関わる様々な体験を通し、他者をいたわる気持ちをはじめとする豊かな情操や規範意識・社会性の育成を目指します。 	文化スポーツ課

第2章

基本目標2 学びを支える教育環境の整備

第1節 学習環境

現状と課題

- 小中学校の児童生徒数については地域差があるため、神栖市学校適正規模適正配置基本計画に基づき検討することが必要です。
- 学校施設等の適正な維持管理を行い、教育環境の整備に努めることが求められます。
- 教育の物的・人的環境の整備・充実を図ることが求められます。

基本方針

- ◇子どもたちがより良い教育環境の中で学べるよう、学校の適正規模・適正配置を推進します。
- ◇安全で安心な学校生活を送れるよう、施設整備を推進します。
- ◇研修体制を充実させ、指導体制や指導方法の工夫・改善に努めます。

<施策の体系>

学習環境	3-1	研修体制の改善充実
	3-2	一人ひとりの夢を育む創意と工夫あふれる教育環境の充実
	3-3	安全・安心な教育施設の整備と防災教育

3-1 研修体制の改善充実

施策32	研修体制の改善と充実	
・より良い指導者の育成を図るため、授業研究や各種の研修体制の充実に努めます。		教育指導課

3-2 一人ひとりの夢を育む創意と工夫あふれる教育環境の充実

施策33	学校の適正規模・適正配置の検討	
	<ul style="list-style-type: none"> 学校の適正規模・適正配置を計画的に推進します。 地域性やその成り立ちを充分踏まえた上で地域の合意を重視しながら学区変更の検討を進めます。 	学務課
施策34	学校施設・設備・教材等の整備充実	
	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した施設の対策として長寿命化計画を策定し、今後の児童生徒数の推移を見極めつつ、計画的に施設整備を進めます。 教材等については、各学校の不足状況を調査し、計画的に整備します。 	教育総務課 学務課
施策35	特色ある学校づくりの推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の特色を発信する学校じまんプロジェクトを推進し、特色ある学校づくりを進めます。 	教育指導課
施策36	地域に根ざす開かれた学校づくりの推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員会議や学校評価等を取り入れながら、学校、家庭、地域が連携して、地域に根ざした開かれた学校づくりを進めます。 	教育指導課 文化スポーツ課
施策37	教職員の資質の向上	
	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域から信頼されるよう、授業方法の工夫・改善に向けた研修の充実や保・幼・小・中・高連携の推進等を通して、教職員の資質を高めます。 	学務課 教育指導課

3-3 安全・安心な教育施設の整備と防災教育

施策38	学校施設のバリアフリー化	
	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設は災害時の避難所としての役割や保護者や地域住民等、多様な人々が利用する場であることから、施設を安全に利用するための対策としてバリアフリーを推進します。 	教育総務課
施策39	地震・津波等に対応した防災教育の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における危険を認識し、日常的備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断のもと、自らの安全を確保するための行動ができるよう防災教育の推進に取り組みます。 	教育指導課

第3章

基本目標3 地域社会と連携した教育の推進

第1節 青少年健全育成

現状と課題

- 少子化や核家族化の進行に伴い、多様な世代間交流の機会が減少するとともに、地域の人間関係の希薄化などによって、人とのコミュニケーションの仕方や集団の中での行動規範などを十分身に付けていない青少年の増加が懸念されています。
- 青少年に豊かな人間性を身に付けてもらうため、各種体験活動や多様な世代とふれあう機会を提供し、コミュニケーション能力や行動力を育成することが求められています。
- 青少年の抱える問題は多様化・深刻化しており、各分野の連携を図りながら、青少年を見守るまちづくりが必要です。
- 青少年のコミュニケーションがインターネット上で活発になっており、非行の予兆が発見しづらい状況を踏まえ、メディアに関する啓発活動や相談員への研修を行うとともに、協力店舗等との連携を一層深めていくことが重要です。

基本方針

- ◇青少年の豊かな心と自立性や協調性を育むため、自然体験や交流活動の充実を図ります。
- ◇青少年非行の未然防止、早期発見等につながる活動を支援するとともに、青少年相談員、家庭、地域、学校関係機関などが連携し、青少年の健全育成に努めます。

<施策の体系>

青少年健全育成	4-1	青少年教育と明るい地域づくりの推進
---------	-----	-------------------

4-1 青少年教育と明るい地域づくりの推進

施策40	青少年健全育成体制の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成，非行防止を図るために，青少年相談員による休日，夜間，祭典時の街頭補導活動等を強化するとともに，関係機関，団体相互の連携を図ります。 ・青少年の健全育成への啓発活動を行うとともに，夜間入店断りや有害図書区分陳列等に協力する青少年の健全育成に協力する店舗登録活動事業を推進し，青少年を見守るまちづくりを推進します。 	文化スポーツ課
施策41	子ども会活動の育成	
	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢の異なる仲間との遊びや活動を通し，地域社会の一員としての必要な知識・技術や態度を学べる場として，子ども会の必要性についての広報活動を行い，加入者の向上に努めます。 ・子ども会活動に有用な情報の提供を行うなど運営支援を行うとともに，研修等指導者の育成を行い，子ども会活動の活性化を図ります。 	文化スポーツ課
施策42	青少年の体験活動の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う青少年が，様々な体験や他者との交流を通し，社会的に自立するために必要な知識，経験，社会性を育むため，自然・社会体験，集団遊び，昔遊び，異世代交流等の体験活動の充実に取り組みます。 	文化スポーツ課
施策43	成人式典の開催	
	<ul style="list-style-type: none"> ・新成人を祝い励ますことを目的として，成人式を開催します。 ・新成人で組織する成人式実行委員会が企画・運営を行い，開催していますが，広報紙やホームページによる実行委員の募集への応募がなく苦慮していることから，市内中学校や高校（リーダーズや高校生会など）への働きかけを行い，早い時期での実行委員の人選を図ります。 	文化スポーツ課

第2節 家庭教育

現状と課題

- 親の子育ての不安や人間関係の希薄化，子どもへの地域の大人の積極的な関わりの低下などから，家庭や地域の教育力の向上が課題となっています。
- 定期講座の見直しを行い，受講者の負担が少ない短期講座を増やすことで，受講機会の充実を図るとともに，若年層に受講を促すため，託児付き講座と親子講座の開催を充実させることも重要です。
- 広報等PRを工夫し，受講機会の充実を図ることも必要です。

基本方針

- ◇家庭教育に関する啓発や発達段階に応じた学習機会，情報の提供などの充実に努め，親と子どもがともに育つ家庭教育環境の向上に努めます。
- ◇子どもの発達段階に応じた学習機会や情報の提供に努めます。

<施策の体系>

生涯学習	5-1	家庭教育の充実
------	-----	---------

5 - 1 家庭教育の充実

施策44	家庭教育の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育に関する啓発や情報の提供などの充実に努め、親と子どもがともに育つ家庭教育環境の向上に努めます。 ・家庭教育学級や各種講座で人権に関する学習機会を設け、人権意識の高揚を図ります。 	文化スポーツ課
施策45	子育て講座事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供をするため、各種子育て講座を実施します。 	文化スポーツ課
施策46	子育てサポーターの活用	
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサポーターを活用し、子育て中の市民が各種講座等に参加しやすい環境づくりに努めます。 	文化スポーツ課 各公民館
施策47	P T A活動の支援	
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを育てる家庭教育力の向上とともに、家族のあり方を考える機会の提供を図るため、神栖市P T A連絡協議会を通じて、各園、各校のP T A活動を支援します。 	教育指導課

第3節 社会教育・文化芸術

現状と課題

- 定期講座の見直しを行い，受講者の負担が少ない短期講座を増やすことで，受講機会の充実を図るとともに，若年層に受講を促すため，託児付き講座と親子講座の開催を充実させることも重要です。
- 広報等PRを工夫し，受講機会の充実を図ることも必要です。
- 時代の変化や多様化する市民ニーズに対応した芸術文化活動を推進することが求められます。
- そのため，より多くの市民が芸術文化を鑑賞できることや市民が気軽に楽しめる芸術文化事業を開催することが必要です。
- 魅力ある歴史民俗資料館を目指し，常設展示や企画展等の定期的な開催に努めた結果，来館者が増加していることから，今後も，市民に歴史や文化に触れる機会を提供するとともに活動の充実が求められます。

基本方針

- ◇家庭教育に関する啓発や発達段階に応じた学習機会，情報の提供などの充実にも努め，親と子どもがともに育つ家庭教育環境の向上に努めます。
- ◇市民が優れた芸術に触れる機会を提供します。
- ◇創作活動の成果を発表・展示する機会を提供するとともに，文化団体への支援や指導者の育成に努めながら文化芸術活動を振興します。
- ◇文化財を保護するため，定期的な巡視活動や情報提供に努めます。
- ◇文化活動を推進する文化センター施設の充実を図ります。
- ◇歴史や文化に対する意識の高揚を図るため，収蔵資料の充実と調査研究や教育普及に努めます。

<施策の体系>

社会教育 ・ 文化系術	6-1	社会教育の振興と充実
	6-2	図書館機能の整備充実
	6-3	文化芸術活動の振興と充実

6-1 社会教育の振興と充実

施策48	社会教育の振興	
	<ul style="list-style-type: none"> 県や関係機関と連携しながら、様々な創意工夫による社会教育事業の効果的な啓発活動を推進するほか、学習機会等についても充実を図ります。 	文化スポーツ課
施策49	利便性の高い施設運営	
	<ul style="list-style-type: none"> 公民館施設本来の目的を維持しつつ、時代に即した管理・運営の方法を検討し、市民が利用しやすい社会教育施設を目指します。 	各公民館
施策50	多様な学習機会の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> 様々なテーマの学習機会を提供するとともに、自主的に学べる環境づくりに努めます。 	文化スポーツ課 各公民館
施策51	社会教育関連施設の活用促進	
	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育施設を適切に活用するため、関係各課と連携しながら必要な整備を行うとともに、内容の充実を図ります。 公民館4館だけでなく関連施設と連携を図りながら、学習機会と場所を積極的に提供します。 	各公民館

6-2 図書館機能の整備充実

施策52	図書館資料の収集と管理	
	<ul style="list-style-type: none"> 新鮮、かつ幅広い分野の図書館資料（図書、雑誌、新聞、CD、DVD等）を収集します。また、古い本の除籍など使いやすい蔵書管理を進めます。 	各図書館
施策53	学校図書館支援	
	<ul style="list-style-type: none"> 子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館を支援します。 	中央図書館
施策54	市内全域での読書環境の向上	
	<ul style="list-style-type: none"> うずも図書館、公民館図書館の効果的な運営を行うとともに、保育園など関連施設と協力して、読書活動の向上を図ります。 	各図書館
施策55	使いやすい運営と専門的なサービスの提供	
	<ul style="list-style-type: none"> 多様なニーズに対し、赤ちゃんから高齢者まで使いやすい図書館運営に努めます。 教養・情報収集に対し、専門的な支援を行うため、司書を配置し、職員研修に努めます。 	各図書館
施策56	青少年に対するサービス	
	<ul style="list-style-type: none"> 中学生、高校生をはじめとする十代の子ども達の、本を読む、勉強する、音楽や映像に親しむ、友だち付き合いやおしゃべりを楽しむといった生活パターンを考慮し、その多様さと世代の感性に合わせた青少年に対するサービスに努めます。 	各図書館

6-3 文化芸術活動の推進と充実

施策57	文化関連団体の支援・育成	
	<ul style="list-style-type: none"> 市民の創作活動の成果を発表・展示する場を確保するとともに、文化団体主催の事業に対して、後援を行います。 	文化スポーツ課
施策58	文化活動指導者の確保・育成	
	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術の振興を図るため、文化協会や美術展運営委員会、文化団体の活動を支援し、指導者の育成に努めます。 	文化スポーツ課
施策59	芸術鑑賞や文化活動への参加促進	
	<ul style="list-style-type: none"> 市民の創作活動の成果を披露するための場を確保するとともに、市民ニーズを把握しながら、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供します。 	文化スポーツ課
施策60	歴史民俗資料館の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> 市民の歴史や文化に対する意識高揚を図るための拠点として、郷土資料の収集・保管・公開を行うとともに、興味・関心を抱くような集客力のある企画展や各種イベント等を開催し、来館者の増加に努めます。 	歴史民俗資料館
施策61	芸術・文化施設の整備充実	
	<ul style="list-style-type: none"> 文化センターについては、引き続き指定管理者制度を活用し、市民に親しまれる施設運営に努めます。 公民館等については、地域に根ざし、市民に親しまれる活動拠点となるよう、整備充実に努めます。 	文化スポーツ課 各公民館
施策62	文化財学習の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 歴史民俗資料館を拠点として、文化財学習を推進します。 	文化スポーツ課 歴史民俗資料館
施策63	文化財調査・保護活動の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護の普及啓発を図るため、広報紙等により情報の発信を行います。 未指定文化財の調査を進め、必要に応じて指定の措置を講じるなど文化財保護に努めます。 	文化スポーツ課 歴史民俗資料館

第4節 スポーツ・レクリエーション・余暇

現状と課題

- 生涯スポーツ社会の実現を目指し、運動施設等の環境整備、大会や教室の開催、団体への支援等を行い、さらなるスポーツ活動の推進に努めることが必要です。
- スポーツ基本法の施行を踏まえて、新たなスポーツ文化の確立のため、様々なスポーツ活動を継続的に実践できる環境を整備していく必要があります。
- 第74回国民体育大会および2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を機会と捉え、スポーツの振興を進めることが必要です。
- 各種スポーツ教室・大会の開催やスポーツ団体の支援をすることにより、市民の生涯スポーツ活動を推進するとともに、体育協会や地域スポーツクラブなどのスポーツ団体や指導者の支援・育成も重要です。
- 指定管理者制度を効果的に活用し、市民のニーズに即した運動施設の効果的な管理運営に努めることが必要です。

基本方針

- ◇生涯スポーツ社会の実現を目指し、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる機会を提供します。
- ◇気軽に利用できる身近な施設から中核となる拠点施設まで、市民のスポーツ活動の場の拡充を進め、施設の整備充実と併せて効果的な管理・運用体制を図るとともに、学校体育施設の一層の活用を図ります。
- ◇市民のスポーツ活動を推進するため、指導者や団体の育成を図るとともに、競技力の向上やスポーツ情報の提供に努めます。
- ◇スポーツを通して、地域・まちの活力づくりを支援・推進するため、スポーツイベントの実施・支援や地域スポーツ活動への支援を図ります。

<施策の体系>

スポーツ・レクリエーション・余暇	7-1	スポーツ・レクリエーション活動の振興
	7-2	スポーツ・レクリエーション施設の充実

7-1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

施策64	(公財)文化・スポーツ振興公社の効果的活用	
	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の管理・運営や市民のニーズに応えるスポーツ教室などを企画運営することにより、関係団体の育成、スポーツ活動の支援を図るとともに、施設の有効利用を促進します。 	文化スポーツ課
施策65	スポーツの推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで幅広い年齢層の生涯スポーツの充実を図るため、関係団体等と連携しながら、スポーツ教室・大会を開催し、市民の健康や体力づくりに努めます。また、「市民ひとり1スポーツのまち」づくりを目指し、市民が気軽に参加できるスポーツイベントやプログラムの提供に努めます。 	文化スポーツ課
施策66	指導者の人材確保・育成	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動や競技力の向上に欠かすことのできない指導者については、指導者育成研修会への参加支援等を通して、人材の確保と育成に努めます。 	文化スポーツ課
施策67	新たなスポーツの導入	
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や団体と連携・協力し、子ども、高齢者、障がいのある方も心身の健康と体力づくりにつながり、楽しみながら継続できる新たなスポーツ種目の導入を検討します。 	文化スポーツ課

7-2 スポーツ・レクリエーション施設の充実

施策68	施設の充実と利用促進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が快適に安心して利活用できるよう、施設の充実と計画的な整備を図ります。 ・市民の日常スポーツ活動に加え、多様なイベントに対応できるスポーツ活動拠点の整備を進めます。 ・指定管理者制度を効果的に活用し、市民のニーズに即した利用促進を図ります。 	文化スポーツ課
施策69	学校体育施設の効果的な活用	
	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツサークルや地域コミュニティ活動を支援するため、より身近な学校体育施設の効果的な活用を推進します。 	文化スポーツ課

第4章 計画の推進に向けて

第1節 重点施策

本計画で掲げた施策のうち、今後5年間に優先的に推進する施策として重点施策を定め、関連する事業の目標指標を設定し、進捗の管理・評価を行います。

重点施策1 1-4保育所・幼稚園・小学校の連携の強化や接続の促進

保育所・幼稚園・小学校の連携を強化することで、保育・教育についての共通理解を図り、小一プロブレムの解消や就学への不安を取り除くなど、保幼小の滑らかな接続に努めます。

■関連する主な施策

施策8	保・幼・小連携の強化や接続の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携や接続の充実を図るため、合同研修や教師、幼児・児童間交流、授業参観（市立幼稚園・認定こども園・小学校による市内すべての幼児教育施設及び小学校対象の保育及び授業公開）を推進します。 ・各小学校区での保・幼・小連携会議を定期的開催することで、各校・園の幼児・児童の実態の共通理解を図ります。 ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導の工夫と幼児教育施設「園内リーダー」及び小学校「幼保小接続コーディネーター」を中心とした研修の充実により、幼小の円滑な接続に努めます。 ・一人ひとりの幼児・児童の実態に合った教育を支援します。 	学務課 教育指導課

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	平成30年度 4/1 現在 (2018年度)	平成34年度末 (2022年度)
①市立幼稚園・認定こども園・小学校の保育及び授業公開の割合	保育所・幼稚園・小学校の連携を強化するとともに相互間の共通理解を図り、幼小の滑らかな接続に努めます。	①市立幼稚園・認定こども園・小学校 33.3%	①市立幼稚園・認定こども園・小学校 100%
②私立幼稚園・保育所に対して保育公開をする市立幼稚園・認定こども園の割合		②市立幼稚園・認定こども園 0%	②市立幼稚園・認定こども園 100%
③スタートカリキュラム作成の割合(小学校)		③小学校 7.1%	③小学校 100%
④接続期に目指す姿の指導案への記載の割合		④小学校 0%	④小学校 100%

重点施策2 2-1 確かな学力を身に付ける教育の推進

第1期計画に引き続き、基礎的な知識・技能を習得し、自ら考え、判断し、表現する力を育むとともに、確かな学力の育成に取り組んでいきます。

■関連する主な施策

施策9	学習指導の充実	
<ul style="list-style-type: none"> 少人数学級編制の実施，学習指導補助員や学習指導補助教員の配置等によるチームティーチング等，個に応じたきめ細かな指導の充実を図り，基礎的・基本的内容の定着に努めます。 		教育指導課
施策10	主体的な学習態度の育成	
<ul style="list-style-type: none"> 校内研修や訪問指導の充実，各種研修会の実施等を通して，教員の資質向上に努め，学習指導方法を工夫・改善します。 家庭との連携を図りながら，基本的生活習慣や学習習慣の定着を図り，主体的な学習態度の育成に努めます。 		教育指導課

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	平成30年度 4/1 現在 (2018年度)	平成34年度末 (2022年度)
全国学力・学習状況調査で設問の正答率が70%以上の割合	基礎的な知識・技能を習得し、自ら考え、判断し、表現する力を育むとともに、確かな学力の育成に取り組んでいきます。	小学校 47.7% 中学校 5.1%	小学校 60% 中学校 60%

重点施策3 2-2 豊かな心とたくましい身体を育む教育の推進

学習や学校生活に関する心配や悩み、問題行動の未然防止と解消を図るため、児童生徒の悩み等の相談窓口を充実させ、解決の支援をするとともに心の教育を推進していきます。

■関連する主な施策

施策1 2	生徒指導体制の確立	
	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、地域、関係機関との連携を密にし、いじめや不登校、問題行動等の生徒指導上の諸問題の解決に取り組みます。 学校訪問等を通して各学校の生徒指導体制を確認し、必要な援助支援を行います。 	教育指導課 こども福祉課
施策1 3	相談機能の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> 研修会を充実させ、教員のカウンセリング能力を高め、児童生徒の心に寄り添う教育を推進します。 いじめや不登校等の課題に対応するため、登校支援教室、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー、教育相談窓口等を充実させ、児童生徒の悩み等の解決を支援します。 	教育指導課

◆ 数値目標等

項 目	目標のための考え方	平成30年度 4/1 現在 (2018年度)	平成34年度末 (2022年度)
小中学校長期欠席児童 生徒数	学習や人間関係など学校生活に関する心配や悩み、問題行動の未然防止と解消を図るため、長期欠席児童生徒への支援の充実に努めます。	209人	180人

重点施策4 2-6 新しい時代に対応する教育の推進

教育の情報化を推進するため、教職員用パソコン、児童生徒用パソコン及びネットワーク利用環境の整備・維持管理などICT機器の活用環境整備に努めます。

■関連する主な施策

施策29	情報教育の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ教育指導員を各小学校に派遣し、教員の学習指導支援や児童のコンピュータ活用能力・プログラミング的思考の育成に努めます。 ・各学校に配置されている教育用コンピュータは、計画的に整備・更新を行います。 ・各種情報等の共有・交換が可能となるよう環境を整備します。 ・情報教育を充実させ、「教育の情報化」に努めます。 ・情報モラルの知識の理解を進めるとともに、適切な判断についての指導を充実させます。 	学務課 教育指導課	

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	平成30年度 4/1 現在 (2018年度)	平成34年度末 (2022年度)
各小中学校の無線LAN整備	ICT機器の活用環境整備に努め、新しい時代に対応する教育の推進を図ります。	小中学校 0校	小中学校 22校

重点施策5 3-2 一人ひとりの夢を育む創意と工夫あふれる教育環境の充実

児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるように、学校施設の整備を図ります。また、学校を取り巻く社会環境の変化に伴い、学校教育に期待される内容も多様化していることから、各種研修を充実させて教職員の資質向上と健康管理に取り組んでいきます。

■関連する主な施策

施策34	学校施設・設備・教材等の整備充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設の対策として長寿命化計画を策定し、今後の児童生徒数の推移を見極めつつ、計画的に施設整備を進めます。 ・教材等については、各学校の不足状況を調査し、計画的に整備します。 	教育総務課 学務課
施策35	特色ある学校づくりの推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の特色を発信する学校じまんプロジェクトを推進し、特色ある学校づくりを進めます。 	教育指導課
施策37	教職員の資質の向上	
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域から信頼されるよう、授業方法の工夫・改善に向けた研修の充実や保・幼・小・中・高連携の推進等を通して、教職員の資質を高めます。 	学務課 教育指導課

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	平成30年度 4/1 現在 (2018年度)	平成34年度末 (2022年度)
トイレの洋式化及びエアコンの導入	市内の学校施設において、トイレの洋式化及びエアコンを整備することにより、より良い教育環境の整備を図ります。	①トイレ整備率 71% ②エアコン整備率 12%	①トイレ整備率 86% ②エアコン整備率 100%
学校が楽しいと回答する児童生徒の割合	各学校の特色ある活動を推進することで、児童生徒が母校への誇りと愛着を持ち、学校生活が楽しくなるよう取り組んでいきます。	小学校 71.1% 中学校 54.0%	小学校 80% 中学校 70%
教職員が、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させていると回答する学校の割合	学校を取り巻く社会環境の変化に伴い、学校教育に期待される内容も多様化していることから、各種研修を充実させて資質向上に取り組んでいきます。	小学校 71.4% 中学校 50.0%	小学校 90% 中学校 75%

重点施策6 5-1 家庭教育の充実

保護者が家庭においてその役割を果たせるよう、子育てについての情報発信や各種子育て講座など、子育てについて学習する機会を充実させ、親と子どもがともに育つ家庭環境の向上を目指します。

■関連する主な施策

施策44	家庭教育の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育に関する啓発や情報の提供などの充実に努め、親と子どもがともに育つ家庭教育環境の向上に努めます。 家庭教育学級や各種講座で人権に関する学習機会を設け、人権意識の高揚を図ります。 	文化スポーツ課
施策45	子育て講座事業	
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供をするため、各種子育て講座を実施します。 	文化スポーツ課

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	平成30年度 4/1 現在 (2018年度)	平成34年度末 (2022年度)
家庭教育学級生の研修会参加人数(延べ人数)	家庭教育学級の講座を充実させ、参加人数の増員に努めます。	3,800人	3,900人
子育て講座の参加人数	子育て中の市民が各種講座に参加しやすいような環境づくりを目指します。	1,000人	1,100人

重点施策7 6-1 社会教育の振興と充実

多様化・高度化する人々の学習ニーズや時代のニーズに応じた講座，講演事業，レクリエーション活動を実施し，地域住民のコミュニケーションを推進するとともに，自主的に学べる環境づくりに努めます。

■関連する主な施策

施策50	多様な学習機会の充実	
・様々なテーマの学習機会を提供するとともに，自主的に学べる環境づくりに努めます。	文化スポーツ課 各公民館	

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	平成30年度 4/1 現在 (2018年度)	平成34年度末 (2022年度)
定期講座の開催数	市民に様々なテーマの学習の機会を提供し，社会教育事業の振興を図ります。	106講座	110講座

重点施策8 6-2 図書館機能の整備充実

時代に合った図書や視聴覚資料を提供するため，豊富で幅広い分野の図書館資料（図書・雑誌新聞・CD・DVD）を収集し，利用しやすい図書館の運営に努めます。

■関連する主な施策

施策52	図書館資料の収集と管理	
・新鮮，かつ幅広い分野の図書館資料（図書，雑誌，新聞，CD，DVD等）を収集します。また，古い本の除籍など使いやすい蔵書管理を進めます。	各図書館	

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	平成30年度 4/1 現在 (2018年度)	平成34年度末 (2022年度)
年間の資料購入数	市民一人ひとりの課題解決に役立つ図書館には，多種多様で豊富な資料が必要であり，人口増加に応じた資料購入に努めます。	21,671冊点	22,000冊点

重点施策 9 7-1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

スポーツを通して、地域・まちの活力づくり推進するため、スポーツイベントの充実や地域スポーツ活動への支援を行います。

■関連する主な施策

施策65	スポーツの推進	
<ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の生涯スポーツの充実を図るため、関係団体等と連携しながら、スポーツ教室・大会を開催し、市民の健康や体力づくりに努めます。また、「市民ひとり1スポーツのまち」づくりを目指し、市民が気軽に参加できるスポーツイベントやプログラムの提供に努めます。 	文化スポーツ課	

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	平成30年度 4/1 現在 (2018年度)	平成34年度末 (2022年度)
スポーツ教室の 開催数	各種スポーツ教室を自主的に企画・運営する団体を支援し、さらなるスポーツ活動の推進に努めます。	44 教室	80 教室

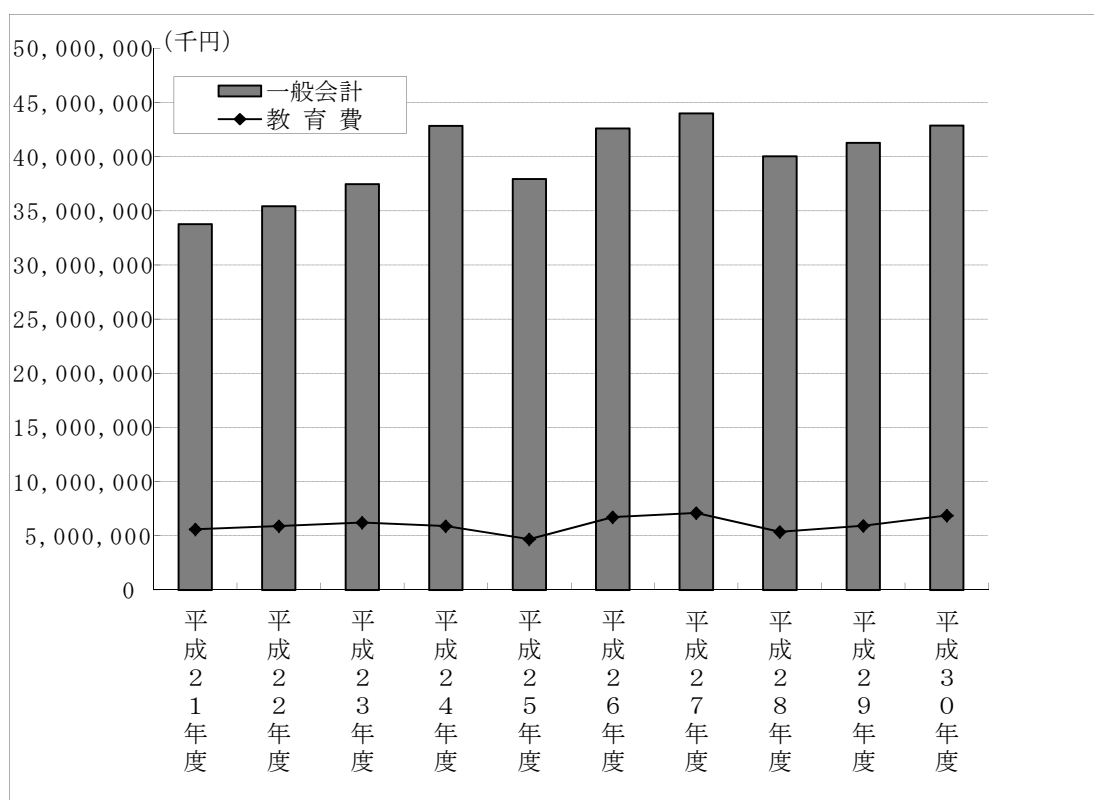
資料編

(1) 一般会計予算と教育費の推移

(単位：千円)

年 度	当 初 予 算			決 算 額		
	一般会計	教育費	比 率	一般会計	教育費	比 率
平成21年度	33,777,000	5,614,908	16.6%	37,383,459	5,370,851	14.4%
平成22年度	35,450,000	5,899,630	16.6%	35,893,464	6,067,409	16.9%
平成23年度	37,475,000	6,217,646	16.6%	42,018,957	5,850,721	13.9%
平成24年度	42,868,000	5,899,630	13.8%	45,121,140	6,468,870	14.3%
平成25年度	37,959,000	4,698,592	12.4%	47,242,837	7,163,047	15.2%
平成26年度	42,632,000	6,725,726	15.8%	45,823,058	6,914,330	15.1%
平成27年度	44,021,000	7,122,381	16.2%	42,934,464	6,646,067	15.5%
平成28年度	40,058,000	5,371,703	13.4%	45,318,791	5,582,517	12.3%
平成29年度	41,284,000	5,922,472	14.3%	42,469,325	5,571,674	13.1%
平成30年度	42,894,035	6,866,369	16.0%			

(予算の推移)

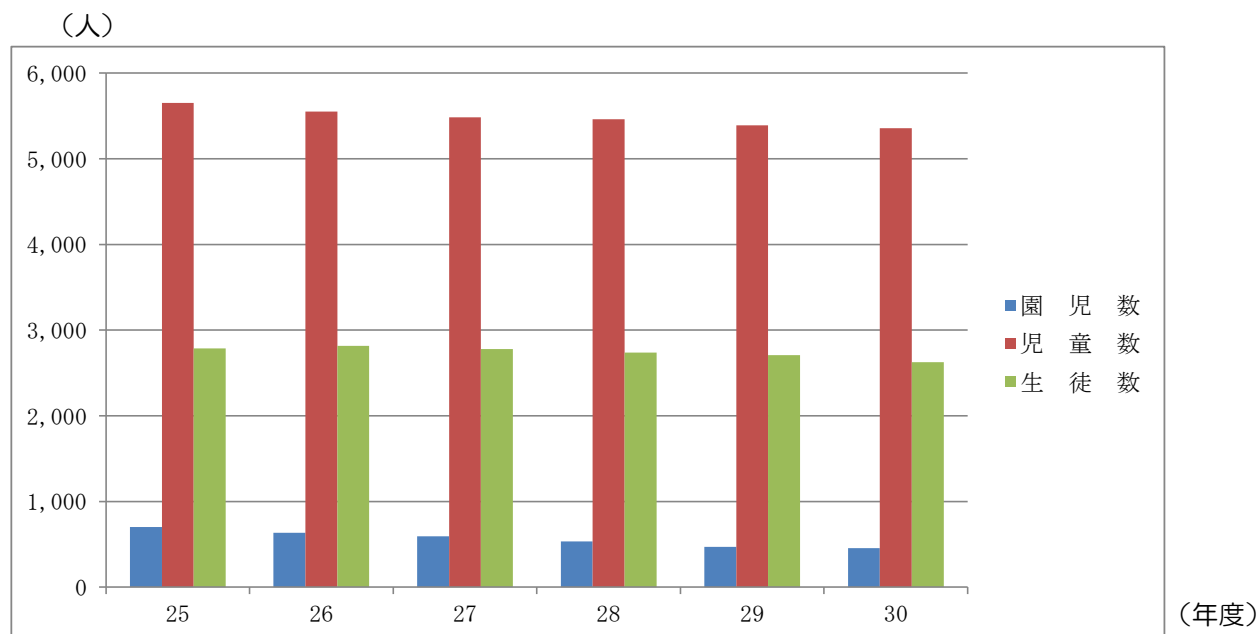


(2) 人口と児童・生徒数の推移

(基準日：毎年5月1日)

年度	人口	園児数	児童数	生徒数
25	94,463	700	5,652	2,787
26	94,365	633	5,550	2,817
27	94,479	594	5,485	2,780
28	94,803	533	5,462	2,737
29	95,000	470	5,389	2,707
30	95,246	456	5,357	2,627

*平成24年7月の法改正に伴い、平成25年度からは外国人住民も含めた人口。



(3) 小学校編成表

平成30年5月1日現在

学 校 名	児 童 数 及 び 学 級 数														学級数計	
	区分	1年		2年		3年		4年		5年		6年		児童数計		
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数		普通	特支
息 栖 小 学 校	男	52		62		73		68		70		52		377	23	10
	女	65	4	55	4	59	4	59	4	47	4	47	3	332		
	計	117		117		132		127		117		99		709		
軽 野 小 学 校	男	20		38		33		39		34		25		189	14	4
	女	25	2	33	3	35	2	40	3	31	2	34	2	198		
	計	45		71		68		79		65		59		387		
軽 野 東 小 学 校	男	26		27		23		38		28		21		163	12	4
	女	21	2	24	2	24	2	21	2	18	2	23	2	131		
	計	47		51		47		59		46		44		294		
大 野 原 小 学 校	男	45		44		39		48		39		35		250	18	5
	女	41	3	44	3	48	3	36	3	35	3	37	3	241		
	計	86		88		87		84		74		72		491		
横 瀬 小 学 校	男	50		47		46		45		43		56		287	17	5
	女	54	3	46	3	52	3	39	2	42	3	39	3	272		
	計	104		93		98		84		85		95		559		
大 野 原 西 小 学 校	男	49		47		39		37		47		37		256	16	5
	女	29	3	41	3	49	3	38	2	37	3	28	2	222		
	計	78		88		88		75		84		65		478		
深 芝 小 学 校	男	43		53		44		43		57		35		275	19	6
	女	56	3	59	3	47	3	48	3	62	4	49	3	321		
	計	99		112		91		91		119		84		596		
波 崎 小 学 校	男	27		21		18		25		19		21		131	12	3
	女	16	2	15	2	24	2	24	2	19	2	22	2	120		
	計	43		36		42		49		38		43		251		
波 崎 西 小 学 校	男	16		19		19		22		14		19		109	7	3
	女	6	1	16	1	11	1	20	2	13	1	18	1	84		
	計	22		35		30		42		27		37		193		
植 松 小 学 校	男	43		43		41		47		60		40		274	17	6
	女	43	3	33	3	40	2	41	3	42	3	54	3	253		
	計	86		76		81		88		102		94		527		
や た べ 土 合 小 学 校	男	27		22		33		32		28		33		175	11	4
	女	28	2	13	1	22	2	24	2	20	2	23	2	130		
	計	55		35		55		56		48		56		305		
太 田 小 学 校	男	11		15		8		22		24		18		98	9	3
	女	14	1	11	1	13	1	17	2	16	2	19	2	90		
	計	25		26		21		39		40		37		188		
須 田 小 学 校	男	27		18		22		23		28		19		137	11	3
	女	17	2	22	2	26	2	22	2	27	2	18	1	132		
	計	44		40		48		45		55		37		269		
柳 川 小 学 校	男	6		10		4		9		8		10		47	6	3
	女	11	1	9	1	11	1	10	1	13	1	9	1	63		
	計	17		19		15		19		21		19		110		
合 計	男	442		466		442		498		499		421		2768	192	64
	女	426	32	421	32	461	31	439	33	422	34	420	30	2589		
	計	868		887		903		937		921		841		5357		

(4) 中学校編成表

平成30年5月1日現在

学 校 名	区分	生 徒 数 及 び 学 級 数						学級数計		
		1年生		2年生		3年生		生徒数計	普通	特支
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数			
神栖第一中学校	男	49		38		43		130	8	3
	女	42	3	35	2	57	3	134		
	計	91		73		100		264		
神栖第二中学校	男	110		130		97		337	18	9
	女	105	6	94	7	92	5	291		
	計	215		224		189		628		
神栖第三中学校	男	60		58		57		175	10	3
	女	51	3	72	4	49	3	172		
	計	111		130		106		347		
神栖第四中学校	男	68		78		73		219	12	7
	女	68	4	73	4	72	4	213		
	計	136		151		145		432		
波崎第一中学校	男	37		50		40		133	8	2
	女	31	2	46	3	49	3	140		
	計	68		96		89		253		
波崎第二中学校	男	21		29		28		78	6	2
	女	26	2	26	2	23	2	75		
	計	47		55		51		153		
波崎第三中学校	男	54		48		53		155	9	4
	女	41	3	51	3	45	3	137		
	計	95		99		98		292		
波崎第四中学校	男	35		46		43		124	8	3
	女	43	2	43	3	48	3	134		
	計	78		89		91		258		
合 計	男	434		477		434		1345	79	33
	女	407	25	440	28	435	26	1282		
	計	841		917		869		2627		

(5) 幼稚園編成表

平成30年5月1日現在

幼 稚 園 名	区分	園 児 数 及 び 学 級 数						園児数計	学級数
		年少組		年中組		年長組			
		園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数		
うずも幼稚園	男	22		17		12		51	5
	女	23	2	21	2	21	1	65	
	計	45		38		33		116	
石神幼稚園	男	13		13		18		44	4
	女	11	1	16	1	14	2	41	
	計	24		29		32		85	
大野原幼稚園	男	29		17		18		64	6
	女	20	2	17	2	17	2	54	
	計	49		34		35		118	
植松幼稚園	男	15		12		14		41	4
	女	17	2	9	1	18	1	44	
	計	32		21		32		85	
須田幼稚園	男	13		8		12		33	3
	女	6	1	8	1	5	1	19	
	計	19		16		17		52	
合 計	男	92		67		74		233	22
	女	77	8	71	7	75	7	223	
	計	169		138		149		456	

(6) 学校給食

平成30年度 一人当たりの給食費（賄材料費のみ）

（給食回数 198日）

	小 学 校	中 学 校
	月 額 (円)	月 額 (円)
市 補 助 額	2,060	2,160
保 護 者 負 担 額	2,260	2,460
合 計	4,320	4,620

学校給食共同調理場一覧

名 称	住 所	電話番号	対象学校	食数(5/1現在)
第一学校給食 共同調理場	神栖市大野原 中央六丁目5-13	0299-92-2030	息 栖 小 大 野 原 小 大 野 原 西 小 深 芝 小 神 栖 二 中 神 栖 四 中	3,659
第二学校給食 共同調理場	神栖市砂山 1014-259	0479-21-5320	軽 野 東 小 横 瀬 小 太 田 小 柳 川 小 須 田 小 軽 野 小 神 栖 一 中 神 栖 三 中 波 崎 三 中	3,036
第三学校給食 共同調理場	神栖市土合東 二丁目6-25	0479-48-4522	波 崎 小 波 崎 西 小 植 松 小 やたべ土合小 波 崎 一 中 波 崎 二 中 波 崎 四 中	2,183
			合 計	8,878

神栖市教育振興基本計画

編集 神栖市教育委員会 教育総務課
〒314-0192
茨城県神栖市溝口 4991 番地 5
TEL 0299-77-7122
FAX 0299-77-7703
